○北陸地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

(二)　八号　糸魚川市大字梶屋敷字向川原一一四四番辰から同市大字梶屋敷字野付五八六番一〇まで　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

(三)　道路の区域

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十日

○北陸地方整備局告示第百五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　路線名　八号

(二)　道路の区域

(三) 区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
柏崎市大字土合字川原九一五番から同市大字鯨波字鴨ククリ乙一五五一番一まで	前	A 一〇・二〇〜二五・〇〇〇	六一・〇〇〇メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 二五・〇〇〇〜二九・三〇〇	八・五八一キロメートル	
		C 一〇一・二〇〇〜一二五・〇〇〇	六・二六三	
	後	A 一〇・二〇〜二五・〇〇〇	一・五六〇	
		B 二五・〇〇〇〜二九・三〇〇	八・五八一	
		C 一〇一・二〇〇〜一二五・〇〇〇	六・二六三	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
魚沼市和長島字谷内三八七番七から同市田川字鳥井川二八五番四まで	前	一三・三四〜一五・九〇〇メートル	〇・一〇一キロメートル
	後	一四・一九〜一五・九〇〇	〇・一〇一

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	魚沼市和長島字谷内三八七番七から同市田川字鳥井川二八五番四まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十日

○北陸地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号及び二百五十二号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
魚沼市四日町字金島七八八番三から同市下倉字馬場一五二番一まで	前	一〇・〇六〜一四・三七	三六・七一メートル
	後	一四・三七〜一五・二〇〇	三一・〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号及び二百五十二号	魚沼市四日町字金島七八八番三から同市下倉字馬場一六六番六まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十日

○中部地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十二号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市西区こも原町新川左岸堤防敷地先から清須市阿原宮東一五四番まで	前	三四・八〇〜三八・六〇	四八・六八メートル
	後	三八・六〇〜四九・六九	〇・一〇七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中国地方整備局告示第百十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岩国市青木町三丁目一二三〇番から同市保津町二丁目五一九番三まで	前	九・八〇〜二二・五〇	〇・八三一メートル
	後	九・八〇〜五九・五〇	〇・八三一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所